

関係詞節と主節の論理関係について*

田 中 秀 毅

On the Logical Relationships between the Contents of Relative Clauses and Main Clauses

Hideki Tanaka

Abstract

Relative clauses have been classified into restrictive relative clauses (RRCs) and non-restrictive or appositive relative clauses (ARCs). RRCs identify the reference of their antecedents; ARCs, having no referent-identifying function, provide their antecedent with additional information.

Based on Quirk et al.'s (1986) observation about correlations between ARCs and determiners of their antecedents, Tanaka (2000) argues that ARCs and the quantifier *all* are incompatible when the content of the former bears a causal (cause-effect) relation to that of main clauses. He claims that this constraint stems from functional redundancy of the reason-denoting ARC and the quantifier: reason always has

* インフォーマント調査にご協力頂いた広島女学院大学の Ronald Klein 教授、John Herbert 准教授に記して感謝申し上げます。また、原稿を細やかに読み、詳細なコメントをくださった審査員の先生にも感謝の意を表したい。なお、本稿の不備や誤りはすべて筆者の責任によるものである。本研究は平成20年度科学研究費補助金の援助を受けて進めている研究（「数量表現を伴う関係詞節の統語的・意味的機能の研究」(科研費(20652034))の成果の一部である。

to apply to all members of a relevant set of entities, while the quantifier, *all*, quantifies over a relevant set of entities.

Miki (2001) claims against Tanaka (2000) that ARCs, unlike RRCs, cannot denote reason for the content of main clauses. He defines causal relations as those in which participants are singled out in a one-and-only way. According to Miki (2001), it is not ARCs but RRCs that may be in a causal relation to the content of the main clause, because only the latter have a “set-restricting” function.

The purpose of this paper is to compare the ARC with the RRC in terms of their logical relations to the main clause. I first examine Miki’s (2001) claim that RRCs can express reason for the content of the main clause but ARCs cannot. I argue against Miki (2001) that the latter may also denote reason no less strongly than RRCs. Secondly, I survey descriptions of ARCs and RRCs in the literature and show what kind of logical relations they may bear to the main clause. I also point out that the set-restricting function of RRCs is not a necessary condition for causal relations.

1. はじめに

本研究は関係詞節 (relative clause) に関する文法対立を扱う。Quirk et al. (1986) によると, *all* や *any* のような「不定限定詞」(non-specific determiner) を伴う名詞には (1a) のように制限的な関係詞節 (restrictive relative clause) (以下「制限節」と呼ぶ) を添えることはできるが, (1b) のように非制限的な関係詞節 (non-restrictive / appositive relative clause) (以下「非制限節」と呼ぶ) を添えることはできない。

- (1) a. All the students who had failed the test wanted to try again.
- b. *All the students, who had failed the test, wanted to try again.

ただし、Quirk et al. は (2) が容認されることから不定限定詞を含む名詞と非制限節の組み合わせが可能な場合もあることを付け加えている。

- (2) All the students, who had returned from their vacation, wanted to take the exam.

田中 (2000) は (1a) と (2) の主節と関係詞節の論理関係に注目し、(1a) では主節と関係詞節が原因・結果の関係を結ぶのに対して、(2) ではそのような関係が認められないことを指摘している。(1b) で原因をあらわす非制限節が不定限定詞 all を含む先行詞と共起できないのは、原因とは定義上、すべての対象に適用されるため、原因が適用される対象が数量詞 all を含んでいると重複を引き起こし、容認性が低下するためであると田中は主張している。これに対して、三木 (2001) は (1b) の非文法性は非制限節がそもそも主節の原因を表す機能をもたず、その機能を有する制限節が選択されることによると主張している (三木氏の分析は 2 節と 4 節で考察する)。

田中 (2000) と三木 (2001) はともに関係詞節の制限用法と非制限用法の区別を前提にしているが、制限節と非制限節が主節と結ぶ論理関係についてまったく異なる立場をとる。田中 (2000) は制限節と非制限節の両方が主節の原因をあらわす機能があるとするが、三木 (2001) は制限節にのみその機能があるとする。

本研究の眼目は、関係詞節と主節の間に生じる論理関係 (原因・理由など) に焦点を当て、関係詞節の用法によって主節と結ぶ論理関係がどのように異なるかを考察することにある。本稿の構成はつぎのようになっている。2 節では三木 (2001) の「一義的關係」と因果関係の取り扱いについて論じる。3 節は先行研究における関係詞節の記述を概観し、関係詞節と主節が結びうる論理関係について考察する。4 節では三木 (2001) が (1b) と (2) の文法対立に対して与えた「アド・ホックではない説明」の妥当性について検証する。5 節では結論を述べる。

2. 三木 (2001) の検証 (1)——一義的關係と因果關係一

三木氏は關係詞節が主節と因果關係を結ぶ場合についてつぎのように述べている (下線は田中)。

「因果關係」とは關係節のあらかず特性にもとづいて、一義的に規定される集合 (= 先行詞の指示対象) のすべてのメンバーが「例外なく」、すなわち、必然的に、主節のあらかず特性を有する場合に成立しうる關係 (の一つ) にほかならない。そして、このような關係を言い表すことのできるのは、〔中略〕先行詞が非制限節ではなく制限節をともなつた表現形式である。

これに対して、非制限節をともなつた文は、關係節と主節とが一義必然的な關係 (「因果關係」) にあることをあらかず言い方ではなく、情報伝達という観点からは、非制限節の内容はあくまでも付加的・偶有的である。この表現形式が關係節と主節との「因果關係」をあらわさないということは、ことばを換えれば、非制限節をともなう文では、先行詞が指示する対象は關係節の内容にもとづいて一義的に規定される集合ではないということである。

(三木2001: 162-163)

三木氏の主張の核心は、關係詞節のうち制限節は因果關係をあらわしうるが、非制限節はそのような働きをもたない、ということである。この主張は以下の二つの前提を組み合わせる。

- ① 因果關係とは關係詞節の先行詞のすべてのメンバーが例外なく (一義的に) 主節のあらかず特性を有するときに成立しうる。
- ② 制限節と先行詞は一義的關係を結ぶが、非制限節と先行詞は一義的關係を結ばない。

まず②からみよう。定義上、制限節は先行詞の指示決定に関与するが、非制限節は関与しない。三木氏の言う、「制限節と先行詞が結ぶ一義的關係」とはおそらく制限節の「限定機能」を指していると思われる。これは「先行詞の名詞によって指し示めされる個体の集合を、その一部の個体（部分集合）に限定する」機能である (cf. 安井 (2000))¹⁾。非制限節は先行詞を限定しないため、非制限節は先行詞と「一義的關係」をもたないことになる。

①は「因果關係」を定義している。關係詞節の先行詞の指示対象が「一義的に」主節のあらゆる特性を有する場合にのみ因果關係をあらわしうる、ということだが、②でみた制限節と先行詞の「一義的關係」が先行詞と主節の關係に転用されていることに注意されたい。先行詞が指し示す個体のすべてが主節のあらゆる特性を有する場合にのみ因果關係が成立しうる、ということである。

三木氏は制限節の先行詞（の指示対象）は主節と一義的關係を結ぶが、非制限節のそれは主節と一義的關係を結ばないことを前提としている。その根拠は、非制限節が情報伝達上、付加的・偶有的であることによる。しかし、付加的・偶有的であるために先行詞と一義的關係にないからといって、先行詞と主節との關係も一義的ではないと言えるのだろうか。つぎの例で非制限節についても主節と一義的關係を結んでいるかどうか検証する。

(3) *The students, who had failed the test, wanted to try again.*

この例は (1b) から *all* を削除したもので、この場合の非制限節は容認される。先行詞 *The students* は定名詞であらかじめ指示が決定されているため先行詞と非制限節の關係は「一義的關係」にはならない。しかしながら、先行詞の指示対象と主節の關係は「一義的關係」であると思われる。すなわち、*The students* であらわされる学生の集合のメンバーがすべて主節のあらゆる特性 (*wanted to try again*) を有している。この点

に関しては、制限節における先行詞の指示対象と主節の関係と区別することは難しい。なぜなら、いずれの場合も先行詞の指示対象は主節のあらゆる特性を例外なく有しているからである。

関係詞節と主節の関係を考えてみるとわかりやすい。(3)において主節の特性(A)と非制限節の特性(B)の間に成立する論理関係はベン図を用いるとつぎのようにあらわされる。

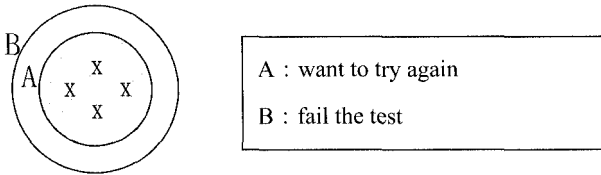


図1 原因をあらゆる関係詞節と主節の論理関係

AとBの関係で特徴的なのは、AがBに包含されている($A \subset B$ あるいは $A \subseteq B$)ということである。Xを個体(=学生)とすると、Aの中の4つの個体は(3)におけるThe studentsに相当する。(3)では関係詞節が非制限節なので試験に落第した個体がこの4つに限られるかどうかはわからない(制限節ならば試験に落第した個体は4つのみになる)が、少なくとも当該個体はすべて主節の特性(A)を有する。

非制限節が主節と因果関係を結ばない場合についても述べておく。(2)における主節と関係詞節の内容の関係がこれに相当するが、ここでは(3)との対称性を考慮して先行詞の数量詞allを省いたつぎの文を考える。

- (4) The students, who had returned from their vacation, wanted to take the exam.

主節の特性(A)と非制限節の特性(B)の関係はつぎのようにあらわされる。

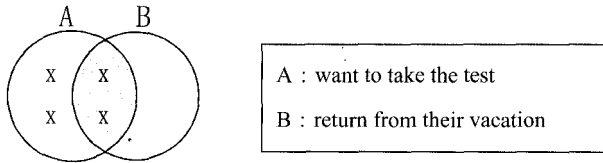


図2 原因をあらわさない関係詞節と主節の論理関係

図1との違いは主節の特性(A)と関係詞節の特性(B)が包含関係ではなく、交わりをもつことである。Aの中にある4つの個体のうちBの特性をもつものは2つだけである(色塗り部分)。したがって、(4)におけるThe studentsに相当するのは図2でAとBの交わりに含まれる2つの個体である(4つの個体を学生の集合として提示しているわけではないので「Bの特性をもつ個体を一義的に切り取る」ことを意図しているではない)。関係詞節の特性(B)を有する2つの個体はどちらも主節の特性を有する。この点では図1の場合と同じである。

AとBの交わりの外にある2つの個体($X \in A - B$)は、「休暇から戻っていないけれども試験を受けたい学生」を指すが、(4)はその有無に関して中立的である。この2つの個体について誤解を恐れずに記載したのは、図1ではそのような個体の想定がそもそもできないことを明示したかったからである。すなわち、図1では主節の特性(A)は非制限節の特性(B)が包含関係にあるため $X \in A - B$ を満たすような個体を想定することができない。この点で図1の場合と図2の場合は決定的に異なる²⁾。

非制限節と先行詞が一義必然的關係にない(すなわち、非制限節のあらわす特性を有するほかの個体の有無について中立的である)ことと当該先行詞の指示対象が主節の特性を有することは別問題であることに注意すべきである。非制限節はあらかじめ指示決定された個体の集合のメンバーすべてに対して「試験に落第した」という特性を与えるため、その個体のすべてが主節の「再度挑戦したい」という特性を有する。この明確な一義的な関係があるにもかかわらず、なぜ三木氏は関係詞節の

特性をもちうるほかの個体の有無を決定してからでなければ因果関係とみなされないと主張するのか定かではない。肝心なのは関係詞節と先行詞が「一義的關係」を結ぶかどうかではなく、制限節か非制限節かを問わず、先行詞の指示対象のすべてに適用されていることなのである。

さらに非制限節に原因・理由の解釈を認めない三木氏の分析にとって重大な問題になるのは非制限節しか添えられない先行詞の扱いである。

- (5) a. Rover, who was barking, frightened the children.³⁾
 b. Because Rover was barking, he frightened the children.

(5a)では先行詞 Rover (犬の名前)が固有名詞であるため制限節ではなく、非制限節が続いている。この文は関係詞節を主節の原因として解釈することが可能で、その場合(5b)のように書き換えられる(「ローバーが吠えていたので子供たちを怖がらせた」)。三木氏の分析を保持しようとする、非制限節が主節と因果関係を結ばないことを前提にするため先行詞(Rover)が主節の内容(frightened the children)のあらゆる特性を有していないと言わなければならない。しかし、問題となる個体は単一だが、それが主節の特性を有することは明白である。

仮に(5a)の非制限節は原因をあらゆる表現ではない、と主張したとしても先行詞が固有名詞であるため制限節を続けることもできず、結局、先行詞が固有名詞の場合は関係詞節によって原因をあらゆることができない、といった不自然な結論に到達せざるをえない。

三木氏は引用部分の下線部イで「関係詞節と主節の関係が一義必然的な関係にある」という表現も用いている。引用部分の下線部アでは「先行詞と主節の一義性」を問題にしたが、これはおそらく制限節を前提にした表現だと思われる。制限節では限定機能によって先行詞は関係詞節の特性を有することになるため(I)先行詞と主節の一義的關係と(II)関係詞節と主節の一義的關係は等しくなる。ところが、非制限節は限定機能をもたないため(I)と(II)は区別して考えなければならない。

(I) が、三木氏の主張とは異なり、一義的關係になることをすでに示したので以下では (II) について考えてみたい。

(6) The students, who had failed the test, wanted to try again. (= (3))

図1 (p. 28) でみたように非制限節の内容 (had failed the test) と主節の内容 (wanted to try again) は一義的關係にあると考えなければならないと思われる。ただし、三木氏の言う「一義的關係」とは意味合いが異なる。三木氏は制限節の限定機能によって切り取られた個体と主節の關係を一義的關係と呼んだが、(6) における一義的關係とは非制限節の内容の特性を有する個体のすべてが主節の内容の特性を有するという意味合いである。(6) において関係詞節と主節が因果關係を結べるのもこの一義的關係の現れとみられる。なぜなら次のようにして非制限節と主節の關係の一義性を崩すと容認性が低下するからである。

- (7) a. *The students, one of whom had failed the test, wanted to try again.
 b. *Because one of the students had failed the test, they wanted to try again.

(7a) では非制限節内に「部分構造」(partitive construction) の one of whom が含まれるため、関係詞節の特性を有するのは先行詞の指示対象全体ではなく一部である。すなわち、非制限節の特性 (had failed the test) はもたないが主節の特性 (wanted to see me) を有する個体が存在する。よって、主節と非制限節の關係は一義的にはならない。(7a) のおかしさは (7b) のおかしさに等しい⁴⁾。

三木氏の主張の問題点は、関係詞節の制限・非制限の區別を関係詞節の原因・理由の解釈の有無に対応させる点にある。非制限節の中でも、原因・理由と解釈されるものとされないものがあり、それは三木氏の言

う「一義性」(すなわち、「理由」が適用される個体が、制限節の限定機能によって決定されるような「包括的な全体」)でなくとも、先行詞のあらず個体のすべてが関係詞節の特性をもち、かつ主節の特性をもつこと(本稿でいう「一義的關係」)で十分であると思われる⁵⁾。

三木氏は「非制限節は付加的・偶有的であるため、主節とは一義的關係を結ばない」と結論づけている。しかし、つぎの文が示すようにそもそも「原因・理由」を明示するかどうかは自由である。

(8) The ground is wet (because it rained last night).

したがって、非制限節は付加的であるから原因をあらわせないという主張は根拠をもたないと思われる。

以上から三木氏の主張の前提①(p. 26)が反証されたので、三木氏の分析の妥当性は覆されたことになる。関係詞節と先行詞との間の「一義的關係」は制限節・非制限節の区別には有効であっても、制限節・非制限節が主節と結ぶ論理關係の差異を示すことはできないのである。三木氏は(1b)と(2)の文法対立に「アド・ホックではない説明」を提示しているが、それは4節で検証することにして、次節では先行研究において(非)制限節と主節が結ぶ論理關係がどのように扱われているのか概観し、それぞれの関係詞節の特徴について考察する。

3. 先行研究の概観と考察

関係詞節は従属節として主節に接続しているため、because や though などの接続詞とは異なり主節との論理關係を明示しないものの、主節と何らかの論理關係を結ぶことがある。このことは Quirk et al. (1986) や Declerck (1991) をはじめ複数の文法書で指摘されている。

ここで注意しなければならないのは、関係詞節自体が「理由」や「讓歩」といった意味をもつのではなく、推論 (inference) によって主節に

対する論理関係が決定されているということである。推論ではコンテキストやわれわれの世界知識が利用され、二つの節の内容に「前提」(pre-supposition) が想定できれば何らかの論理関係が導かれる (cf. Kehler (2002))⁶⁾。このことは非制限節に限ったことではなく、制限節についても同様である。先行詞との関わり方の違いこそあれ、両者は先行詞を介して主節に従属している。制限節は非制限節とは異なり、先行詞の指示決定の役割上、省略することはできないが、Ziv (1976) によれば制限節が外置 (extrapose) された場合、主節とある一定の論理関係を結ぶ必要がある (詳しくは3.2節でみる)。

以下では非制限節と制限節が主節と結びうる論理関係について先行研究をまとめ、考察を行う。

3.1 非制限節

Quirk et al. (1986: 1258) は「非制限節がしばしば等位節もしくは副詞的従属節として解釈される」と述べている。

- (9) Nonrestrictive relationship is often semantically very similar to coordination, with or without conjunction, or adverbial subordination.

以下の例では非制限節 (10a) が等位節 (10b) と副詞的従属節 (10c) に書き換えられている。

- (10) a. My brother, who has lived in America since boyhood, can still speak fluent Italian.
 b. My brother can still speak fluent Italian, and he has lived in America since boyhood.
 c. My brother can still speak Italian although he has lived in America since boyhood.

さらに, Quirk et al. (1986: 1241) は「非制限節が原因などをあらわす副詞節の機能を含意することがある」としている (例文はイタリックで示す)。

- (11) Nonrestrictive relative clauses may also imply other adverbial functions, such as cause ('because he had been very helpful', 'for being very helpful'). *Ann thanked her teacher, who had been very helpful.*

例文の非制限節 (who had been very helpful) は, 理由をあらわす because 節や for 句で言い換え可能である。

Declerck (1991: 533) はしかるべき文脈のもとで非制限節が (通例, 「理由」の) 副詞節として解釈されるとしている。

- (12) In suitable contexts, nonrestrictive relative clauses may be interpreted as having an adverbial connotation (usually that of reason).

以下は, 非制限節が理由と譲歩の副詞節として解釈される例としてあげられている。

- (13) a. Betty's children, who are still very young, did not understand most of the jokes. [reason]
 b. My father, who is eighty-six, still goes swimming every day. [concessive]

3.2 制限節

Quirk et al. (1986: 1241) は「一般的な先行詞」(general antecedent) にかかる制限節が条件節として解釈されると述べている (例文はイタリックで示す)。

- (14) [R]estrictive relative clauses with general antecedents express conditional relationship. *Students who work hard pass their exams.*
= *If students work hard, they pass their exams.*

例文では先行詞 (Students) が不定の学生を指しており, if 条件節で書き換えられている。

Declerck (1991: 534) は制限節が if 節もしくは when 節を用いて言い換えられるとしている。

- (15) [S]ome type of adverbial clause (viz. clauses introduced by *if* or *when*) may sometimes have a restrictive rather than an adverbial function.

Declerck (1988, 1991) は制限節に対応する if/when 節のことを「制限的 if/when 節」(restrictive *if/when* clauses) と呼び, 「時の when 節」(temporal *when* clauses) から区別している⁷⁾。

- (16) a. Children are orphans if/when they have no parents.
b. Children that have no parents are orphans.

例文では制限節の先行詞 (children) は不定名詞となっており, Quirk et al. (1986) による (14) の例文の特徴と重なっている。

Ziv (1976) は制限節の「外置」(extraposition) について詳しく論じているが, 外置された制限節は主節に対して論理関係 (systematic logical relation) を結ぶと主張する⁸⁾。それには「因果関係」(cause and effect / causality), 「演繹」(deduction), 「条件」(conditionality), 「譲歩」(concession), 「定義」(definition) が含まれる (ただし Ziv 自身がこのリストは包括的なものではないと断っている)。

- (17) a. People cannot survive in our modern world, who do not earn enough money. [因果関係] (Ziv の (2. 2. b))
- b. People must be very intelligent, who can read Chaucer with no difficulty. [演繹] (Ziv の (2. 8. b))
- c. A person should avoid the company of chain smokers, who is seriously trying to quit smoking. [条件] (Ziv の (2. 10. b))
- d. People (still) think Warwick Castle is worth a visit, who dislike the idea of visiting ancient monuments. [譲歩] (Ziv の (2. 17. b))
- e. {A / That} child is an orphan, who does not have parents. [定義] (Ziv の (2. 19. b))

本稿ではこれらの分類について詳しく論じる余裕はないが、一点あげると (17e) の論理関係 [定義] は Declerck (1991) では [条件] として扱われている (cf. (16))。また (17b) の [演繹] も同様に [条件] の下位クラスに分類できそうである。

Ziv (1976) は外置された制限節が外置なしの場合とは異なる機能をもつと主張している。外置なしの制限節は先行詞の指示対象を限定する (restrict) するのに対して、外置された制限節は主節であらわされる状況の成立条件を特定化 (specify) するという。この点は Declerck (1988) でわかりやすく例示されている。

- (18) a. Students who do not attend classes regularly cannot graduate with honors. (Declerck の (25a))
- b. Students cannot graduate with honors who do not attend classes regularly. (Declerck の (25b))

(18a) は通常の制限節で先行詞 (Students) の指示対象を限定している。したがって、(18a) は「いつも授業に参加しない学生」についての陳述

ということになる。一方、(18b)は「学生」についての陳述であって外置された制限節は主節の特性（「優等で卒業できないこと」）の成立条件を規定する。Zivによればつぎの条件文は(18a)よりも(18b)に近い(“more closely related”)という。

- (19) Students cannot graduate with honors if they do not attend classes regularly. (Declerck の (27))

3.3 まとめと考察

本節では(非)制限節と主節の論理関係が先行研究でどのように扱われているか概観した。非制限節については、文脈次第で「理由」、「譲歩」の解釈が得られ、制限節では先行詞が一般的な名詞(general nouns)の場合には「条件」の解釈が得られることがわかった(ただし、厳密には外置された制限節のほうが条件文に近い)。また、外置された制限節は主節に対して「条件」・「因果関係」・「譲歩」などの論理関係を結ばなければならない。

非制限節は指示が決定した先行詞にかかり、制限節は先行詞の指示決定に関与する、という機能的な差異を踏まえると、先行詞の指示が確定している場合には関係詞節(非制限節)は「理由」や「譲歩」の意味をあらわしえ、先行詞の指示が関係詞節に依存する場合には(外置なしの)関係詞節は「条件」の意味をあらわしうる、ということになる。

ここで再び三木氏の分析に戻るが、氏は制限節の限定機能によって先行詞と主節が一義的な関係を結ぶことが因果関係の前提であると主張している。しかし、関係詞節の限定機能と因果関係を直結することには様々な問題が伴う。例えば、Huddleston and Pullum (2002: 1065) (以下、H&P)の例をみてみよう。

- (20) She had two sons she could rely on for help, and hence was not unduly worried.

H&Pはこの文において関係詞節 (*she could rely on for help*) が限定機能 (H&Pの用語では *a distinguishing role*) をもつ解釈とそうではない解釈の二通りを認める。制限節が限定機能を発揮すると *two sons* とは三人以上いる息子のうち的一部分という解釈になる。これに対して、息子が二人しかいない文脈でも (20) は用いられ、その場合の解釈について H&P はつぎのように説明している。

- (21) [T]he property expressed in the relative clause does not distinguish these sons from other sons she has, but is an essential part of the reason for her not being unduly worried.

制限節は息子の集合の一部を切り取る働きはなく、むしろ主節内容 (*she was not unduly worried*) の理由を添えるということである。これは関係詞節の限定機能と理由解釈が必ずしも表裏一体ではないことを示す格好の例だと思われる。

(18) でみたように制限節の本来の機能は先行詞の指示を決定することにある。外置された場合の制限節が *if* 節に近い働きを帯びるという Ziv (1976) の主張が正しければ、通常の制限節に副詞節の働きを読み込むのは不可能ではないかもしれないが、推論によって導かれる解釈であると言えるだろう。Declerck (1988) が指摘しているように、非制限節は先行詞の指示決定とは無縁という意味において外置された制限節よりも独立性が高い (Bache and Jakobsen (1980) の言葉を借りれば「独立した情報単位」(*an independent information unit*) に属する) ので副詞節に近い機能を帯びると考えることができる。三木 (2001) の主張は、先行詞の指示決定に関わらない非制限節は因果関係を示す機能がない、という趣旨であったが、むしろ逆で指示決定と無縁である非制限節は因果関係をあらかず副詞節により近いと言うべきであろう。とは言え、制限節と非制限節はいずれも先行詞を介して主節に接続している点において同じである。この点でいわゆる分詞構文とは異なる。

分詞構文の分詞節は明示的な接続詞を伴わずに主節に接続できるため、その解釈は推論によって決定される⁹⁾。この特性については、分詞節は関係詞節と類似している。実際、(22a) のような非制限節を含む文を (22b) や (22c) のような分詞構文で書き換えることも可能である。

- (22) a. The students, who had failed the test, wanted to try again.
 (= (3))
 b. The students, having failed the test, wanted to try again.
 c. Having failed the test, the students wanted to try again.

分詞節は主語を欠いており、主節主語に依存している（「独立分詞構文」を除く）。一見すると、関係詞節が先行詞について主節に依存していることと同じように思えるが、関係詞節は常に先行詞に後続するのに対して、分詞構文では (22c) のように従属節を文頭に出すことが可能である。

さらに興味深いのは、数量詞を含む先行詞と非制限節が共起できないケースでも分詞構文を用いると容認可能な文になることである。

- (23) a. *All the students, who had failed the test, wanted to try again.
 (= (1b))
 b. All the students, having failed the test, wanted to try again.
 c. Having failed the test, all the students wanted to try again.

(23b) と (23c) はどちらも容認される。主節と従属節の論理関係については (23a) と違わないであろうから関係詞節の先行詞との関わり方と分詞節の主節主語との関わり方の違いが容認性の違いを生み出していると思われる。従属節の独立性の観点で言えば、(23a) のほうがつぎの制限節を含む例よりも分詞構文に近いと考えられる。

- (24) All the students who had failed the test wanted to try again.

(= (1a))

このことは Quirk et al. (1986: 1271) の記述からも裏付けられる。

- (25) [N]onrestrictive clauses are equivocal between adnominal and adverbial role. Thus the nonfinite clause in sentence [4] could be a reduction of a relative clause [4a], but equally of a causal clause [4b], or a temporal one [4c].

The man, *wearing such dark glasses*, obviously could not see clearly. [4]

The man,	{	<i>who was wearing...</i>	[4a]
		<i>because he was wearing...</i>	[4b]
		<i>whenever he wore...</i>	[4c]

[4]に含まれる分詞節と非制限節（[4a]）の対応だけでなく、理由節（[4b]）や時の副詞節（[4c]）にも対応することから非制限節と分詞節は意味的に関係があるし、さらに分詞節が理由節とも関係しているということは、（間接的にはあるが）非制限節は理由をあらわさないとする三木氏の主張の反例となると思われる。

三木氏の分析は従属節と主節の一義性にもとづいていたが、その延長で考えると（23b-c）における従属節と主節の関係は一義的と言えるのだろうか。分詞節は主語について主節に依存するため、非制限節の場合と同様に、「包括的な全体」が主節主語に生じる保証はない。また、分詞節は非制限節と同程度に付加的であり、省略しても差し支えないはずである（つまり、情報単位において主節から独立している）。そうであれば、主節と従属節の一義性によって（23a）を説明する三木氏の分析は論理関係が（23a）に等しい（23b-c）に対してまったく別な説明を用意しなければならないだろう。

4. 三木 (2001) の検証 (2) —「アド・ホックではない説明」—

三木氏は (26b) と (27) の文法対立に「アド・ホックではない説明」を提示している。

- (26) a. All the students who had failed the test wanted to try again.
 (= (1a))
 b. *All the students, who had failed the test, wanted to try again.
 (= (1b))
- (27) The students, who had failed the test, wanted to try again. (= (3))

氏によると, (26b) では「普遍量化詞 all の機能 (どの一人もあますところなく)) によって非制限節の内容 (had failed the test) と主節の内容 (wanted to try again) が一義必然的な関係 (因果関係) にまで強められる」としたうえで, それをあらわしうる形式は (26a) の制限節であって, (26b) の非制限節でない, と主張する。「強められる」という表現が主観的でその基準が不明確であるが, 要するに all は「因果関係」の成立条件である関係詞節と主節の一義性を確立し, 先行詞と一義的關係を結べる制限節が選択される, ということであろう。一方で, 先行詞が普遍量化詞を含まない (27) が容認される理由については, 先行詞 The students は「関係節のあらわす『試験に落ちた』という特性によって一義的に規定されうる集合ではなく〔中略〕発話状況ないしは先行する文脈に依存している」とし, 一義的に規定されない集合は因果関係に参加しないから非制限節であらわせる, と主張する。

この議論の要は「因果関係とは一義的關係であり, 制限節は一義的關係をあらわすが, 非制限節はあらわさない」ということである。しかし, 2節でみたように因果関係を一義的關係に読み換えることには無理がある。もし三木氏の主張が正しければ, 因果関係をあらわす主従関係には

常に普遍数量詞 **all** が生じることを予測するが、これは事実とは相容れない。非制限節の先行詞は指示決定については関係詞節に依存しないが、その指示対象のすべてが非制限節の特性を有し、これが主節の特性をもつただから因果関係の解釈が成立しうる環境であると考えるべきである。この点は日本語の関係詞節を考えても容易に確認できる。

- (28) a. [試験に落ちた] すべての学生は悔しがった。
 b. [試験に落ちた] その学生は悔しがった。
 c. 太郎は試験に落ちたので悔しがった。

(28a) の関係詞節 ([] で表記) は制限節として解釈され¹⁰⁾、主名詞(英語における「先行詞」に相当する)は一義的に決定される。これに対して、(28b) は主名詞が定名詞「その学生」で指示が決定しているため関係詞節は非制限節として解釈される。両文の関係詞節は制限・非制限の違いこそあれ、「試験に落ちると悔しいものである」という前提のもとでは、関係詞節が主節「悔しがった」の原因・理由をあらわす解釈が可能である。両文の違いは事態が複数か、単一かでしかない。これを「その学生」は試験に落ちた学生の全体ではなく、一部分であるから(つまり、一義的に決定されていないから)関係詞節は「理由」をあらわさない、とすることはできない。ほかに試験に落ちた学生がいろいろいるが、話題に上っている特定の学生にとって試験に落ちたことは悔しがった原因・理由なのである。「~ので」は理由をあらわす無標の形式だが、(28c) ではそもそも試験に落ちたのが太郎ひとりだけかどうかについては何も含意しない。このことから「一義必然性」を因果関係の必要条件とする三木分析には問題があると思われる。

先行詞決定と因果関係が成立するかどうかは別な問題である。(27) の **The students** が実際に試験に落ちた学生の集合の一部であろうが、集合の全体であろうが、それは非制限節が因果関係をあらわすかどうかとは無関係である。話題に上っている特定の学生について「試験に落ちたか

ら再度試験を受けたがっている」というのは十分に因果関係をあらわすし、そのほかにも落ちた学生がいるからといって因果関係ではないと主張することは誤りであると結論できる。

5. 結 論

本研究では、関係詞節と主節の論理関係について考察した。制限節と非制限節の区別は先行詞の指示決定機能の有無にもとづくものである。三木（2001）はこの区別にさらに関係詞節が主節と結ぶ論理関係（の必要条件）を貼り付けた。すなわち、「因果関係」は一義必然的關係が前提となるため、限定機能をもつ制限節のみがその意味をあらわしうるといふ主張である。しかし、実際には、限定機能をもたない非制限節が主節の原因・理由で解釈されるデータが Quirk et al. (1986) や Declerck (1991) など示されている。さらには、限定機能をもたない制限節が「理由」をあらわしうるといふ言語事実 (Huddleston and Pullum (2002) による) や外置された制限節が主節に対する論理関係をあらわすようになるという観察 (Ziv (1976) による) をふまえると、非制限節が因果関係をあらわす表現ではないという主張は、言語事実を蔑ろにした机上の論理と言わざるを得ない。三木 (2001) の「アド・ホックでない説明」についても信憑性が得られなかった。これで (1a) と (2) の文法対立の分析が振り出しに戻ったことになる。関係詞節と主節の論理関係に注目する田中 (2000) の路線は基本的に踏襲できると考えるが、なぜ先行詞に含まれる数量詞 *all* と関係詞節の主節に対する論理関係が呼応するかについてはさらにデータを追加して慎重に議論すべきだろう (三木 (2001) では分析案の提示はあったが、それを裏付ける関連データの追加が皆無であった)。これについては別稿に譲りたい。

注

- 1) 制限節でも限定機能をもたない場合があることが Huddleston and Pullum (2002) によって観察されている。詳しくは3.3節でみる。
- 2) 田中 (2000) はこの特徴をふまえて、原因をあらわす非制限節が指示決定された個体のすべて (たとえ個体の集合が包括的な全体でなくても) に義務的に適用されなければならないことと数量詞 *all* の量化機能が重複するため容認性が低下すると主張している。
- 3) この例は Quirk et al. (1986) からの借用で先行詞が人間以外でも *who* が選択されることを示す例として提示されたものである。
- 4) つぎのように *but* もしくは *and* で二つの節を接続すると容認される。
 - (i) The students failed the test, but/and one of them wanted to try again.
この場合、前節は後節の「理由」として解釈されていない。
- 5) それに加えて、主節と関係詞節の内容に論理関係を推論できるような「前提」(presupposition) が必要となる。詳しくは3節でみる。
- 6) Kehler (2002) は因果関係を「一貫性の関係」(Coherence relation) の一つに位置づけ、つぎの4つに下位分類している (かっこ内はその関係をあらわす接続詞)。I. Result (*and (as a result) therefore*); II. Explanation (*because*); III. Violated Expectation (*but*); IV. Denial of Preventer (*even though / despite*). これらの論理関係が成立するのは二つの命題間に前提が想定できる場合である。例えば、つぎの例では前節と後節の命題間に *result* の論理関係が成立する。
 - (i) George is a politician, and therefore he's dishonest. (Kehlerの(32))
この論理関係は *Being a politician implies being dishonest* という前提が与えられてはじめて導かれる。
- 7) ただし、Declerck (1988) は Ziv (1976) の観察をふまえて制限節 (外置を受けていない場合) と *if* 節・*when* 節は機能的に異なることを指摘している。詳しくは本文でみる。
- 8) Ziv (1976) は付録で非制限節の外置についても言及している。それによると、非制限節の外置は不可能ではないが、制限節より厳しい制約がかかるようだ。
 - (i) a. *His father works too hard, who is the manager of this store.
b. My dear father was saved, whom I had given up for lost.
(ia) は外置節を主節の「理由」と解釈できそうだが、実際には容認されない。これに対して、(ib) は容認され、外置節が主節に対する「譲歩」の意味で解釈されているようである。
- 9) ただし、つぎのように分詞構文が接続詞を伴う場合もある。

- (i) While resembling (= While he resembles) his father in appearance, he has inherited much from his mother in character. (彼は外見は父親に似ているが、性格は母親譲りのところが多い) (江川1991: 345)
- 10) 日本語においても英語の all に相当する「すべての」を含む主名詞にかかる関係詞節は制限節として解釈されることが井上 (1976: 165) で指摘されている。
- (i) a. 日本中のすべての学生が英語を習っている。
 b. 英語を習っている日本中のすべての学生から意見を聞く必要がある。井上氏は (ib) の下線部は「英語を習っている学生のすべて」の意味 (制限用法) に使われており, (ia) と同じ解釈にならないとする。(ib) の解釈は本文の (28a) の解釈と並行的である。

参 考 文 献

- Bache, Carl and Leif K. Jakobsen (1980) "On the Distinction between Restrictive and Nonrestrictive Relative Clauses in Modern English," *Lingua* 52, 243-267.
- Declerck, Renaat (1988) "Restrictive *When*-clauses," *Linguistics and Philosophy* 11, 131-168.
- Declerck, Renaat (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*, Kaitakusha, Tokyo.
- 江川泰一郎 (1991) 『英文法解説一改訂三版一』, 金子書房, 東京.
- Huddleston, Rodney and Geoffrey K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*, Cambridge University Press, Cambridge.
- 井上和子 (1976) 『変形文法と日本語 (上)・統語構造を中心に』, 大修館, 東京.
- Kehler, Andrew (2002) *Coherence, Reference, and the Theory of Grammar*, CSLI Publications, Stanford.
- 三木悦三 (2001) 「関係詞節の機能と量化先行詞—田中論文 (2000) に応えて—」, 『英語語法文法研究』第 8 号, 156-168.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik (1986) *A Comprehensive Grammar of the English Language*, Longman, London.
- 田中秀毅 (2000) 「非制限的關係詞節と量化先行詞」, 『英語語法文法研究』第 7 号, 93-108.
- 安井 稔 (2000) 「関係詞節とその先行詞」, 『英語青年』第146巻第 9 号, 578-582.
- Ziv, Yeal (1976) "On the Communicative Effect of Relative Clause Extraposition in English," Ph. D. dissertation, University of Illinois at Urbana-Champaign.